

高松市監査委員告示第9号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

平成18年3月31日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	大橋光政

包括外部監査結果に基づく措置通知について

第1 平成15年度包括外部監査結果に基づく措置通知

1 物品に関する財務事務の執行について

(1) 措置を講じた部課名 環境部環境業務課

ア 措置通知日 平成18年3月20日

イ 改善を要する事項および措置された内容

(ア) 備品の現在高調査は、高松市物品会計規則に基づき、適切に実施すべきもの

すべての備品について、平成17年7月1日付けで現在高調査を実施し、廃棄処理漏れの備品については、廃棄処理した。

(イ) 利用頻度の低い物品等は、高松市物品会計規則に基づき、適時に処理すべきもの

ごみ袋配布事業廃止により残ったごみ袋は、従前から地域一斉清掃用として地域住民に配布しており、平成16年10月からのごみの有料化後は、ごみステーション協力員等にボランティア袋としても配布し、適時処理するようにした。